

令和5年度

松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分金助成団体募集要項

【特別配分団体用】

松江市社会福祉協議会では、香典返し等の寄付金を社会福祉事業の実施や福祉団体の運営の助成に配分しています。今年度は、助成団体のうちの特別配分団体を以下のとおり募集します。

1. 配分対象団体について

配分対象となる「特別配分団体」とは、「松江市内に事務所又は事業所を有し、市内の社会福祉の推進を図る団体」のうち次に掲げる団体です。

| 特別配分団体 | 基本配分額 |
|----------------------|------------|
| 1. 松江市民生児童委員協議会連合会 | 1,000,000円 |
| 2. 松江市高齢者クラブ連合会 | 150,000円 |
| 3. 松江地区保護司会 | 150,000円 |
| 4. 松江市身障福祉協会 | 150,000円 |
| 5. 松江市手をつなぐ育成会 | 100,000円 |
| 6. 松江市遺族連合会 | 150,000円 |
| 7. 松江市パトロールママの会 | 90,000円 |
| 8. 松江市町内会・自治会連合会 | 150,000円 |
| 9. ボランティア連絡協議会 | 150,000円 |
| 10. 松江市地区社会福祉協議会会長会 | 150,000円 |
| 11. 健康福祉フェスティバル実行委員会 | 150,000円 |

2. 配分額について

1. の基本配分額に加算または減額して申請してください。事業内容・収支状況等を勘案して配分額を決定します。

3. 配分対象外経費について

次のものは篤志寄付金配分金の対象にはなりません。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費（講師謝金等を除く。）
- (4) 食糧費（会議等で出されるお茶、菓子等を含む。）
- (5) 会費等
- (6) 備品購入費

ただし、特別に篤志寄付金配分委員会が認める経費は配分の対象とする。

4. 配分金の減額、取り消しについて

前述の「配分対象外経費」及び後述の「広報の義務」については、必ず守ってください。
もし守られなかった場合、**配分金の減額、または配分を取り消す**ことがありますので、くれぐれもご注意ください。

5. 配分対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（令和5年度）

6. 申請締め切り

令和5年5月19日（金） 締切厳守

7. 提出書類について

（1）配分金交付申請時の提出書類

- ①配分金交付申請書「別紙1（団体配分用）」
- ②前年度事業報告書
- ③前年度事業決算書
- ④申請年度事業計画書
- ⑤申請年度収支予算書
- ⑥定款又は会則

***上記①④⑤については、併せて事務局担当者メールアドレス宛に提出書類データを送付してください。**

（2）実績報告時の提出書類

- ①事業報告書「別紙4（団体配分用）」
- ②収支決算書
- ③後述の10. の書類（広報誌、総会等で会員に配布した冊子等）
- ④活動内容が分かる写真（データを別途送付してください。なお、写真データについては、本会の広報素材として使用する場合がありますので、予めご了承ください。）**

8. 配分金の交付について

提出書類を精査し、篤志寄付金配分委員会の承認を得て配分を決定した後、「配分金決定通知書」をお送りします。配分金を受けられる場合は、通知書送付に併せてご案内する「配分金交付請求書」他関係書類をご提出ください。請求書等の受理後、速やかに配分金を交付します。配分を辞退される場合は、必ず文書でご連絡ください。

9. 報告締め切り

翌年度初めに実績報告をしていただきます。

提出時期については、事務局から別途ご案内いたします。

10. 広報の義務について

(1) 次のものには、必ず下記 内の文章を印字してください。

① 団体運営に係る資料（広報誌、総会等で会員に配布する冊子等）

| |
|--|
| 当団体（会）は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金（香典返し等寄付金）を財源の一部として運営を行っています。 |
|--|

② 事業報告書、団体全体の決算書または収支計算書、総会資料・広報誌、購入した物品の写真（物品シールが貼ってあることがわかるように）を併せてご提出ください。

事務局／社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 総務課（担当：三上・小笹・山本）

〒690-0852 松江市千鳥町 70 番地

TEL：0852-21-5773 / FAX：0852-21-5377

E-mail：mikami@shakyou-matsue.jp